

# 感染症に罹患した子どもが登園する際の対応

## 1. 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

医師から発行される「登園許可証」が必要となります。

| 病名                           | 感染しやすい期間（※）                  | 登園のめやす                                         |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------|
| 麻疹（はしか）                      | 発症 1 日前から発しん出現後 4 日まで        | 解熱後 3 日を経過していること                               |
| 風しん（三日ばしか）                   | 発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい        | 発しんが消失していること                                   |
| 水痘（水ぼうそう）                    | 発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで   | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること                        |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）              | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日          | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核                           | —                            | 医師により感染の恐れがないと認められていること                        |
| 咽頭結膜炎（プール熱）                  | 発熱、充血等の症状が出現した数日間            | 発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日を経過していること                 |
| 流行性角結膜炎                      | 充血、目やに等の症状が出現した数日間           | 結膜炎の症状が消失していること                                |
| 百日咳                          | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適切な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること  |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157.O26.O111 等） | —                            | 医師により感染の恐れがないと認められていること                        |
| 急性出血性結膜炎                     | —                            | 医師により感染の恐れがないと認められる事                           |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）         | —                            | 医師により感染の恐れがないと認められていること                        |

## 2. 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

医師の診断を受け、保育園から発行される「登園届」に保護者が記入し、保育園に提出してください。

| 病名                      | 感染しやすい期間（※）                                        | 登園のめやす                               |
|-------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 溶連菌感染症                  | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間                            | 抗菌薬内服後 24～48 時間を経過していること             |
| マイコプラズマ感染症              | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                              | 発熱や激しい咳が治まっていること                     |
| 手足口病                    | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間                               | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること       |
| 伝染性紅斑（りんご病）             | 発しん出現前の 1 週間                                       | 全身状態が良いこと                            |
| ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス） | 症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること            |
| ヘルパンギーナ                 | 急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）             | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること       |
| RS ウイルス感染症              | 呼吸器症状の有る間                                          | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと                  |
| 带状疱疹                    | 水疱を形成している間                                         | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること              |
| 突発性発疹                   | —                                                  | 解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと                   |
| 新型コロナウイルス感染症            | 発症後 5 日間                                           | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで |
| インフルエンザ                 | 症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）           | 解熱後 3 日を経過するまで                       |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

こども家庭庁「保育所における感染症対応ガイドライン（2018 年改訂版）」より